自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)においては、運転者不足が深刻 化しており、運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、必要となる運転者を 確保・育成していくことが重要な課題となっています。

このため、国土交通省では、働き方改革に積極的に取り組む自動車運送事業者の取組状況を「見える化」するため、平成30年6月に「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』検討会」を設置し、新たな認証制度の創設について検討を行うとともに、令和元年6月に検討会報告書をとりまとめ、公表したところです。

今般、同報告書を踏まえて、認証制度の実施要綱を定めるとともに、認証実施団体を公募することとしたのでお知らせします。

1. 公募要領

(1) 応募資格

- ① 営利を目的としない中立的な法人であること。
- ② 認証制度・認定制度等の運営の実績があること。
- ③ 関係法令等に関する専門的な知識経験を有すること。
- ④ 認証業務を適正に遂行するための体制を整備することができること。
- ⑤ 認証業務を適正に遂行するための業務計画及び業務規程の策定・改廃を適切に行うことができること。
- ⑥ 認証業務を適正に遂行するための経理的基礎を有すること。
- ⑦ 認証業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって認証業 務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 応募方法

- ①提出書類 申請書及び添付書類(様式は国土交通省ホームページに掲載)
- ②提出方法 郵送又は持参
- ③提出部数 正本1部、副本5部
- ④提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 国土交通省 自動車局 総務課企画室 運転者職場環境良好度認証制度担当 ⑤提出締切 令和元年7月24日(水)(必着)

(3) 選考方法

- 一次選考 書類審査
- 二次選考 プレゼンテーション

- ※必須項目及び加点項目は別紙のとおりです。
- ※国土交通省、関係事業者団体、労働組合から構成される選考委員会において審査の上、要件を満たす最多得点の者を1者、認証実施団体の予定者として特定します。また、これに準じる得点の者を1者、次点とします。
- ※一次選考の後、二次選考を行うこととなった方のみ、二次選考の日時・場所等 を御連絡します。なお、二次選考は、8月5日の週に実施する予定です。
- ※選考結果は、提出締切後、概ね1ヶ月以内に書面にて結果を通知します。

(4) 注意事項

・申請書類及び添付書類の作成に当たっては、国土交通省ホームページに掲載されている「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』検討会報告書」(令和元年6月25日)を御参照下さい。

2. 問合せ先

国土交通省自動車局総務課企画室 鈴木、川崎、小島

代表 03-5253-8111 (内線 41162)

直通 03-5253-8564 FAX 03-5253-1636

	火ഥ
万川	が 氏

審査表

法人名:		
- 		

番号	必須項目(要件)	適否 (○· ×)
1	営利を目的としない中立的な法人であるか。	
2	他の認証制度・認定制度等の運営の実績があるか。	
3	関係法令等に関する専門的な知識経験を有するか。	
4	認証業務を適正に遂行するための体制を整備することができるか。	
5	認証業務を適正に遂行するための業務計画及び業務規程の策定・改廃を適切に行うことができるか。	
6	認証業務を適正に遂行するための経理的基礎を有するか。	
7	認証業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって認証業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないか。	

番号	加点項目(選定基準)	配点	採点
1	認証制度の信頼性を確保するための工夫が講じられているか。 (例. 対面審査の実施方法、虚偽申請の疑いがある事案への対処方法 等)	100	100, 80, 60, 40, 20, 0
2	申請書類の作成等について、申請者の負担を軽減するための工夫が講じられているか。	100	100, 80, 60, 40, 20, 0
3	申請者が負担する費用について、申請者の負担を軽減するための工夫が講じられているか。	100	100, 80, 60, 40, 20, 0
4	認証事業者を早期に増加するための工夫が講じられているか。 (例. 広報方針 等)	50	50, 40, 30, 20, 10, 0
5	求職者や荷主、旅行業者等の認知度を向上するための工夫が講じられているか。 (例. 広報方針 等)	50	50, 40, 30, 20, 10, 0